

7 子育て

7.1 出産に関する支援

(1) 母子健康手帳

市民課	029-273-0111 (内線) 1172、1173、1174、1175
健康推進課	ヘルス・ケア・センター 029-276-5222



妊娠したら、ヘルス・ケア・センター、那珂湊保健相談センター、市民課に妊娠したことを伝え、母子健康手帳をもらいます。病院に行くときは、母子健康手帳を持っていきます。母子健康手帳は、妊娠中のお母さんの健康と、赤ちゃんの健康や予防接種に関することを記録する手帳です。必要なものはマイナンバーがわかる書類です。

(2) 「いばらきkids club」カード

子ども政策課	029-273-0111 (内線) 7223、7224
--------	-----------------------------

妊娠中の妻とその夫、または18歳未満の子どもがいる保護者を対象に「いばらきkids club」カードを交付しています。全国の協賛店でカードを見せると、割引などのサービスを受けることができます。サービスはお店によって違います。

(3) 妊婦への支援

〔妊娠・出産に関する支援〕

健康推進課	ヘルス・ケア・センター 029-276-5222
妊産婦育児相談室専用電話	ヘルス・ケア・センター 029-229-1157

妊娠しているときや赤ちゃんが生まれてから、心配なことがあったら、母子保健コーディネーターや保健師に相談できます。電話をしたり、家に来てもらうことができます。

〔妊娠・出産に関する相談 — ひたちなか市以外〕

妊娠・出産についていろいろな相談できます。ただし、日本語での対応になります。

■ 公益社団法人茨城県看護協会

すこやか妊娠ホットライン 電話 029-301-1124

相談時間 10:00～18:00 (土日祝・8/13～8/15・年末年始を除く)

[プレパパ・プレママ教室]

健康推進課

ヘルス・ケア・センター 029-276-5222

お母さんになる人に、妊娠中の過ごし方や赤ちゃんを育てるときに大切なことを教えてくれる教室です。お父さんも参加できます。

教室に行くと、同じところに赤ちゃんが生まれる人と、友達になることもできます。

(4) 出産育児一時金

国保年金課 国保係

029-273-0111 (内線) 1181、1182

出産したときの費用の一部を支援する制度があります。国民健康保険に加入している人は国保年金課に、会社員などのための健康保険に加入している人は勤務先に問合せてください。詳しくは、[市のWebサイト\(国民健康保険で受けられるサービス 出産育児一時金\)](#)を参照してください。

(5) 産後ケア

健康推進課

ヘルス・ケア・センター 029-276-5222

出産後、家族の協力を受けることができないお母さんや、生後1歳までの赤ちゃんの育児に不安があるときは、病院で育児に必要な指導や心身のケアを受けられます。宿泊型とデイサービス型があり、お金がかかります。詳しくは、[市のWebサイト\(産後ケア事業\)](#)を参照してください。

(6) 未熟児養育医療給付

国保年金課 医療係

029-273-0111 (内線) 1183、1184

赤ちゃんが成長しないうちに生まれ、入院治療を受けるときに、その治療費を支援する制度があります。

7.2 子育てに関する支援

(1) 子育てに関する支援

子育てダイヤル (健康推進課)

ヘルス・ケア・センター 029-276-5222

子育てについて心配なことがあるときに相談できます。

(2) 児童手当

子ども政策課

029-273-0111 (内線) 7223、7224

日本で子どもを育てている人は、子どもが中学校を卒業するまで、児童手当をもらうことができます。詳しくは、[市のWebサイト\(児童手当について\)](#)を参照してください。

対象

日本に住む15歳の誕生日後の3月31日までの子どもをもつ保護者

支給額

年齢や子どもの人数によってもらえる金額が決まります。年3回(6月、10月、2月)もらえます。



(3) 児童扶養手当

子ども政策課	029-273-0111 (内線) 7223、7224
--------	-----------------------------

親の離婚や死亡による、ひとり親世帯の人は児童扶養手当をもらえます。たくさん所得がある人はもらえません。詳しくは、[市のWebサイト\(児童扶養手当\)](#)を参照してください。

対 象 ひとり親世帯で、18歳の誕生日後の3月31日までの子どもの世話をするお父さん、お母さん、養育者(お父さんやお母さんに代わって子どもを養育する人)
※障がい児は20歳未満まで対象です。

支給額 子どもの人数や所得額によってもらえる金額が決まります。2か月に1回もらえます。

(4) 子育て支援家庭訪問事業(ホームスタート)

NPO法人たまり場ぽぽ	080-4350-4150
-------------	---------------

子ども政策課	029-273-0111 (内線) 7227
--------	------------------------

ホームスタートは、妊娠中か6歳未満の子どもがいて、子育てが不安な人や近くに相談できる知り合いがいない人のための制度です。子育て経験がある人が週に1回2時間程度、家に来てくれて、一緒に子どもと遊んだりします。また、お母さんやお父さんの話を聞いて、不安な気持ちを軽くします。基本的に、4回利用できます。利用料金は0円です。

(5) 子どもに関する相談

市家庭児童相談室(子ども政策課内)	029-273-0111 (内線) 7221、7222、7228 029-273-0117 (直通)
-------------------	---

茨城県中央児童相談所子ども相談企画課	029-221-4150
--------------------	--------------

18歳未満の子どもに対する虐待や、子育ての悩みなどについて相談できます。

詳しくは、[市のWebサイト\(家庭児童相談室\)](#)か[茨城県の茨城県中央児童相談所](#)(外部リンク)を参照してください。

もしも虐待されている子どもがいたり、様子がおかしいことがあったら、すぐに児童相談所虐待対応ダイヤル「189」に電話してください。

7.3 医療福祉費支給制度（マル福）

国保年金課 医療係

029-273-0111（内線）1183、1184

医療費の一部を支援する医療福祉費支給制度（マル福）があります。

たくさん収入がある人はもらえません。

詳しくは、[市のWebサイト（医療福祉費支給制度（マル福）のご案内）](#)を参照してください。

【妊産婦】

母子健康手帳をもらった月から出産の次の月までの医療費

【小児】

0歳から18歳になる日以降の3月31日までの子どもの医療費（高校生は入院医療費のみ）

【ひとり親家庭】

18歳未満の子どもを養育している人とその子どもの医療費

【重度心身障がい者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人の医療費（等級の要件があります）

7.4 子育て支援施設

(1) 保育園（保育所）

幼児保育課

029-273-0111（内線）7225、7226

保護者が仕事や病気のため、子どもの世話ができないとき、日中、保護者に代わって世話をする施設です。ひたちなか市には、認可保育所として、公立保育所が5所、民間保育園が19園あります。詳しくは、[市のWebサイト（保育所）](#)を参照してください。



(2) 認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育園を合わせた施設です。ただし、ひたちなか市には認定こども園はありません。

(3) 子育て支援センター「ふぁみりこ」

「ふぁみりこ」は、0歳から小学校に入る前の子どもが安全に遊べる場所です。保護者の付き添いが必要です。スタッフとの交流や、ほかの保護者との交流もできます。詳しくは、[市のWebサイト（子育て支援センター「ふぁみりこ」）](#)を参照してください。